

**令和7年度沖縄国際物流拠点形成に係る検討業務
企画提案公募要領**

沖縄県では、次の委託業務の企画提案を公募します。
受託を希望される事業者は、本要領に従って企画提案書等の応募書類を提出してください。

1 委託業務名

令和7年度沖縄国際物流拠点形成に係る検討業務

2 提案額

提案額は、11,278,000円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

※ 当該提案額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

※ 積算にあたっては、別紙の企画提案仕様書を確認すること。

3 その他企画提案の要件

別紙の企画提案仕様書のとおりとする。

4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

〈地方自治法施行令〉

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 自己又は自社の役員等が、以下の要件のいずれにも該当しない者であること及び以下の要件に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団員又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を有するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (3) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していない者

- (4) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていない者

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者
- (6) 本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有する者
- (7) 業務進捗状況や内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者
- (8) 業務を実施するための、十分な人員体制を有する者
- (9) 事業終了後も会計検査の対応へ協力できる者
- (10) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)、(2)の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格(6)、(7)の要件を満たす者であること。
 - エ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者ではないこと。
 - オ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - カ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。
- (11) 1提案者(共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体)につき、1つの業務に対する提案は1件であること。

5 応募書類

応募にあたっては、次に掲げる書類を作成し、正本1部、副本8部（(7)は正本のみ）提出しなければならない。原則A4版、片面印刷とすること。

提出にあたっては、インデックスで間切りを入れるほか、フラットファイル等に綴って提出すること。

- (1) 応募申請書 【様式2】
- (2) 企画提案書 【様式3】
- (3) 会社概要表 【様式4】
- (4) 積算書 【様式5】
- (5) 事業計画 【様式6】
- (6) 実績書 【様式7】
- (7) 協定書（該当する場合）

協定書には、目的、名称、構成員の住所及び名称、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員の出資割合、構成員の連帯責任、瑕疵担保責任等を記載すること。

(8) その他提案に関する資料 【様式任意】

ア 定款又は寄付行為

法人格を有しない場合は運営規約に相当するもの

イ 履歴事項全部証明書

法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類

ウ 直近2事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類

エ 応募者の概要がわかるもの（会社概要等）

オ 次の税の滞納がないことを証明する書類

法人の場合は直近2年間の法人事業税及び法人県民税

個人事業主の場合は直近2年間の個人事業税

6 応募書類に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期間 公募掲載日から令和7年8月29日(金)正午まで(提出期限厳守)

(2) 受付方法

質問は、質問書【様式1】により、担当者名・電話番号等忘れずに記載すること。

質問書は、グローバルマーケット戦略課代表メールあて(aa050075@pref.okinawa.lg.jp)に、件名を「令和7年度沖縄国際物流拠点形成に係る検討業務公募に係る質問」として送付する。メール送信後は、必ず担当あて電話連絡すること。

(3) 質問に対する回答

令和7年9月1日(月)を予定。

質問及び回答は沖縄県ホームページで公表する他、質問者あてに電子メールで回答するが、簡易な質問等については、電話等により回答することがある。

7 応募書類の提出

(1) 提出期限 令和7年9月4日(木)(提出期限厳守)

(2) 提出場所 沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号(沖縄県本庁舎8階)

電話：098-866-2340 FAX：098-866-2526

(3) 提出方法 持参もしくは郵送(書留郵便、~~ハ~~切期日必着)により提出すること。

8 委託候補事業者の選定(審査の実施)

(1) 第一次審査(書類審査)

提出された書類に基づく書類審査を行う。

審査結果は、電子メール若しくは文書により、令和7年9月8日(月)までに通知予定。

選定された者に対しては、第二次審査(プレゼンテーション)の場所及び時間を通知し、選定されなかった者に対しては、結果のみを通知する。

(2) 第二次審査(プレゼンテーション)

ア 一般事項

選定委員会開催：令和7年9月10日(水) 午後予定

応募者は、自らの提出資料に基づき企画提案書の内容等について選定委員会に対しプレゼンテーションを行うものとする。審査会場への入場者は3名以内とする。

プレゼンテーション後、選定委員会で内容審査し、委託候補者の順位を決定する。

イ 評価基準

(7) 主な評価基準(予定)

審査においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

項目	基準
適合性	提案が事業の趣旨、目的に沿った内容であり、企画提案のコンセプトが企画提案仕様書に合致していること
具体性	提案企画が具体性、実現可能性を伴ったものであり、効果・評価方法が示されているもの
実行性	円滑に実施する体制及び実績を有し、事業計画・日程が妥当であること
妥当性	積算書の内容(使途、金額等)が妥当であること

(イ) その他

二次審査においては、次の沖縄県の認証制度の取得状況を加味することとする。

これらの認証制度を取得している場合は、取得が確認できる根拠資料を企画提案の応募書類に添付すること。

- a 所得向上応援企業認証制度
- b 経営革新計画認証制度
- c 人材育成企業認証制度
- d ワーク・ライフ・バランス企業認証制度
- e パートナーク構築宣言企業

(3) 留意事項

ア 書類作成に当たり使用する言語は及び通貨は、日本語及び日本国通貨とするものとし、外貨を日本円に換算する場合は、原則として、日本銀行の公表する報告省令レートを用いるものとする。

イ 企画提案書等の作成に要する経費、選定委員会に参加する経費等、企画提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等については返却しない。

エ プレゼンテーションは提出期限までに提出された書類により行うものとし、それ以外に提出された書類等については審査対象外とする。

オ 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。

カ 原則として第一位入選者と委託契約するが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約するものとする。

キ 企画内容については、受託業者を決定するためのものであり、そのとおりに実施するものではなく、受託業者の企画書等を基にして、実施段階において予算や諸事情を勘案し、県との協議により実施内容を決定することになる。よって、企画提案された内容を全て実施することを保証するものではない。

9 その他

(1) 法人については、複数の営業所等がこの手続に参加することはできない。

(2) 契約締結に必要な費用は、受託者の負担とする。

(3) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(4) 受託決定にあたっては、金額の調整を行うことがある。

(5) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- a 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
- b 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- c 本要領に違反すると認められる場合
- d 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
- e その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

(6) 業務を行う上で知り得た一切の情報等（個人情報や企業情報含む）について、関係法令に則り適正に取り扱い、秘密の保持に留意し、漏洩防止の責任を負うこと。

(7) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県と受託者とで別途協議して決めることとする。

〈沖縄県財務規則（抜粋）〉

（契約保証金）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7)～(13) 略

10 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県本庁舎8階
沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課 担当：伊禮
電話：098-866-2340 FAX：098-866-2526